今月の焦点

ユーロ現金通貨の流通開始について

要　　約

2002年1月1日（Eデー）より、欧州経済通貨同盟参加国12カ国において、単一通貨ユーロの現金（紙幣及び硬貨）流通が開始となる。ユーロは、1999年1月から非現金取引の領域に限って用いられていたが、Eデー以降は全ての経済取引において有効となる。今後の経済通貨同盟への参加国拡大を別とすれば、これをもって欧州通貨統合は完了となる。参加各国の既往通貨現金は、遅くとも2002年2月末までには、全ての経済・金融取引において使用不能となる。

ユーロ圏では、1999年1月から欧州経済通貨同盟（EMU）参加国の間で為替レートが固定され、単一通貨ユーロが導入されているが、2002年1月1日（「Eデー」と呼ばれている）より、ユーロ紙幣及び硬貨の流通が開始となる。

欧州通貨統合の経緯

「欧州通貨統合」は、EC（欧州共同体）における欧州各国の経済的統合の一環として位置付けられるものだが、その狙い（メリット）は大きく次の四点である。

①貿易・投資上の為替リスク消滅

為替相場の変動が消滅することにより、域内の貿易・投資が促進される。ヘッジ取引の必要もなくなる。

②貿易取引コストの低下

域内で行われる対外取引に伴う外国為替取引が不要となり、同取引のコストが不要となる。また外貨準備も不要となる。

③金利・為替の安定

比較的規模が小さい個々の国レベルでは、経済環境変化に伴う各国通貨の金利・為替変動が不安定になるリスクが高い。しかしユーロは12カ国という広範なエリアで用いられ、かつ国家を超越した欧州中央銀行（ECB）が金融政策をコントロールするため、金利や為替（ユーロ圏外の国の通貨に対する）の変動が、個別国毎の場合と比較すれば、安定的になる。

④企業間競争の促進・企業競争力の強化

域内での財やサービスの全てが共通通貨ユーロ建てで表示されるため、価格差が明確となり、消費者にとってより安い財・サービスを求めるための比較検討が容易となる。これが企業間競争を促し、域内全体での企業の国際競争力が強化される。

一方こうしたメリットを裏返すと、域内企業は、競争激化による市場の喪失や利益減少というリスクに直面することになる。また金融機関

表1　ユーロ誕生の道程

時期	実施事項
1988年7月	経済通貨同盟（EMU）に関する検討委員会（ドロール委員会）発足
1989年4月	同委員会で、通貨統合を三段階に分け漸進的に推進し、単一通貨としてECUを採用することを提案
1990年7月	経済通貨同盟（EMU）の第一段階開始： 一部地域を除き、EU加盟国における資本移動が完全自由化
1993年11月	ECUのバスケット構成が凍結、マーストリヒト条約発効
1994年1月	EMUの第二段階開始：欧州通貨期間（EMI）設立
1995年12月	マドリード欧州理事会にて、単一通貨の名称として「ユーロ」が採択
1998年5月	単一通貨の第一陣に参加する加盟国（11カ国）を決定
1998年6月	欧州中央銀行（ECB）設立
1999年 1月1日以降	EMUの第三段階開始： （1）各国通貨とユーロの為替レートを固定、 （2）現金を利用しない取引でのユーロ導入が開始、 （3）ユーロ建て公共債発行開始、 （4）決済システムTARGETの稼動 （5）ECBによる通貨統合参加国圏内の単一金融政策の開始
1999年1月1日～ 2001年1月1日	固定為替レートによる通貨交換
2002年1月1日～	ユーロ紙幣（硬貨）の流通開始と旧紙幣（硬貨）の回収
2002年2月28日	（1）通貨切り替え完了（2）旧紙幣と旧硬貨の失効

資料　農中総研作成

は、巨額の通貨統合準備コスト（コンピュータシステム投資等）の負担を余儀なくされるうえ、外為取扱が減少するため、短期的には収益の落ち込みを避けることができない。

欧州通貨統合及びユーロ誕生の経緯の概要は表1の通りであるが、89年4月のドロール委員会で、通貨統合を三つの段階に分けて推進することが決定された。第一段階は90年7月の域内資本移動自由化、第二段階は欧州通貨機関（EMI）の設置、第三段階は99年1月のユーロ導入によって始まった。この最後の第三段階は、第一期と第二期に分けられる。第一期（99年1月～）においては、①通貨統合参加国間及び各国既往通貨とユーロの為替レートの固定化（表2）、②現金を使用しない取引でのユーロ導入（即ちユーロは銀行口座、証券、企業経理等、帳簿上のみに存在する貨幣）、③ユーロ建て公共債の発行、④ユーロの決済システムである「TARGET」の稼動、⑤欧州中央銀行（ECB）による通貨統合参加国圏内の単一金融政策、が開始となった。そして第二期（2002年1月～）においては、ユーロ現金の流通が開始となり、参加各国発行の旧既往通貨は漸次回収されていく。

表2　参加国通貨の対ユーロ交換レート

	参加国	通　貨	対ユーロ交換レート
固定相場	ベルギー	フラン	40.3399
	ドイツ	マルク	1.95583
	ギリシャ	ドラクマ	340.75
	スペイン	ペセタ	166.386
	フランス	フラン	6.55957
	アイルランド	ポンド	0.787564
	イタリア	リラ	1936.27
	ルクセンブルグ	フラン	40.3399
	オランダ	ギルダー	2.20371
	オーストリア	シリング	13.7603
	ポルトガル	エスクード	200.482
	フィンランド	マルカ	5.94573

資料　農中総研作成

これまでの通貨統合への歩みでの重要なポイントは、93年11月に発効となったマーストリヒト条約である。この条約は、これまでのEC（欧州統合体）という経済統合が共通外交・安定保障政策・司法・内務面での協力という政治統合を新たに加えたEU（欧州連合）という組織に衣替えし、99年までにEMU（欧州通貨同盟）の最終段階に移行するという決定を行った。

通貨統合に参加する国は、マーストリヒト条約で定められた条件に基づき、物価上昇率や財政赤字に一定の制約が課される。このうち財政赤字については、GDPの3%以内に収めることが求められており、違反した場合には最大GDPの0.5％をEUに預託させ、2年以内に基準内に戻らない場合には、預託金は制裁金として没収される。

通貨統合参加国は現状、ベルギー・ドイツ・ギリシャ・スペイン・フランス・アイルランド・イタリア・ルクセンブルグ・オランダ・オーストリア・ポルトガル・フィンランドの12カ国である（図1）。主要な非参加国は英国・デンマーク・スウェーデンである。英国は、国内に強力な通貨統合反対勢力が存在しており、今回通貨統合参加は見送った。但し近いうちの参

図1　通貨統合参加国

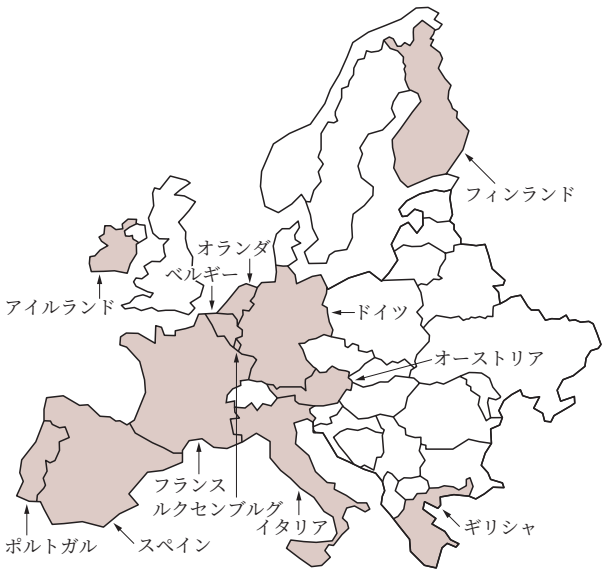

加が引き続き検討課題になっている。デンマークでは、国家主権が一部委譲された際に自国の高い福祉水準や環境保護制度が影響を受けるという懸念により、参加を見送った。またスウェーデンも自国の高い福祉水準の引き下げを余儀なくされる可能性を理由に、参加を見送った。

通貨切り替えの仕組み

前述の通り、現在ユーロは非現金取引（銀行口座、小切手、債権、クレジットカード、企業経理等）にのみ使用されているが、Eデーが近づくにつれ、金融機関はユーロ建ての取引推進のための措置を進めている。まず、既に預金取引はユーロ建てへの切り替えが進められており、参加国既往通貨建てによる新規口座開設は認められていない。また2001年12月末までは、参加国既往通貨建てによる、現在手持ちの普通預金に関する入出金、期日が2001年12月末までの定期預金の保有は可能であるが（但し極力ユーロへの切り替えが薦められている）、2002年1月1日以降は、全てユーロ建てとなる。海外送金、輸入ユーザンス、輸出手形買取・取立等取引においても、これに準じたルールでの取扱が行われている。

通貨切り替えに先立ち、2001年末までに145億枚のユーロ紙幣（6,420億ユーロ）、及び500億個（160億ユーロ）の硬貨が準備される。ユーロ現金の券面金額は、表3のとおりである。

表3　ユーロ現金の券面金額

	単　位	金　額
紙　幣	ユーロ	5、10、20、50、100、200、500
硬　貨	ユーロ	1、2
	セント	1、2、5、10、20、50

資料　欧州中央銀行
（注）　1ユーロ＝100セント

ユーロ現金については、利用者がこれに慣れ親しみEデー当初から円滑に流通するように、事前配布（貸付け或いは両替にて）がなされている。ユーロ紙幣については、2001年9月からの事前配布が可能となり、これを定められた期間内のいつから開始するかは、加盟各国がインフラ整備等準備状況（ATMのユーロ紙幣取扱対応、紙幣偽造防止策）を勘案のうえ判断することになっていたが、実際には、殆んどの国が9月1日付けで事前配布を実施した。またユーロ硬貨については、制度上2001年12月後半より小売業者等に対して事前配布することが可能となっており、多くの参加国はこれを実施することを決めている。いずれの国においても、Eデーに向けた通貨切り替え準備は国家の最重要課題に位置付けられており、必要な準備には多くの労力や資金が投入されている。

またECBは、ユーロ圏内で営業している金融機関が、事前配布を受けた紙幣をEデー前にユーロ圏外の支店または本店に搬送することを認めている。ユーロ圏外で通貨切り替えが必要となる主な地域は中東欧諸国である。特にユーロ圏と国境を接する地域では、ユーロ圏諸国との貿易取引が活発であり、相当量のドイツ・マルク等ユーロ圏既往各国通貨が流通している。一部の国では将来的なEU加盟やユーロ導入を視野に入れており、その準備段階としての通貨切り替えには相当な力を入れている。

Eデーから最長2ヶ月の間は、旧現金（各国既往通貨）とユーロ現金の併用期間（ユーロ現金と旧現金がともに有効である）となる。この間、旧現金の回収を促進するために、小売店やサービス業者には、旧現金で支払いを受けてもユーロで釣銭を交付することが求められている。この期間においては、原則的に消費者は旧現金を銀行にて手数料なしでユーロに交換することができ、その後も最低10年間は中央銀行で交換してもらうことができる。当初併用期間は最長6ヶ月であったが、ユーロ現金を速やかに普及させる、また複数の通貨を扱うことに伴うレジ

対応や現金管理等小売店等での手続きの煩雑さや管理コストを最小化するという観点から、この期間は最長2ヶ月に短縮された。従って2002年2月末までには、旧現金のユーロへの両替を除き、全ての参加国既往通貨が経済・金融活動の世界から消え去ることになる。なお、この期間は国によってはもっと短くなっている。例えばフランスではこれを1ヶ月半に短縮すべく努力がなされている。

通貨切り替えに関する課題と準備状況

通貨切り替えにおいては、短期間に大量の現金を交換することだけでなく、経済活動に対するマイナスの影響が生じないための入念な措置をとることが求められている。

第一に、ユーロ使用に関する準備や啓蒙である。大企業では相当以前から、ユーロ対応への準備（ソフトウェアのアップデート、データ変換、従業員の教育等）をすすめてきたが、中小企業の一部に準備不足の例が散見されている。また個人のユーロ移行への認識・理解を高めることも課題である。欧州委員会の2001年1月の調査では、参加国国民の４人に１人が、「ユーロ導入は、自国ではなく別の国の話」と勘違いしていた。また多くの国民が、旧通貨の有効期間がEデーから6ヶ月と認識していた。前述の通り、当初この期間は最長6ヶ月であったが、その後最長2ヶ月に変更されている。旧通貨とユーロの交換レートを正しく記憶していない人も多いという調査結果もある。Eデー以降、ユーロ使用に慣れないという理由で個人消費が抑制されることを避けるためにも、ユーロに対する正しい認識を定着させるための宣伝・広報活動が重要になっている。

第二に、便乗値上げの阻止である。消費者が、通貨表示切り替えの際に商品やサービスの価格が切り上げられるのではないかとの懸念を抱くことは尤もなことである。そのため各参加国においては、商品やサービスの価格を旧通貨建てとユーロ建ての両方での併記することとしている。オランダ等では政府や消費者団体による徹底した価格調査が実施された。またドイツ等では小売業者が消費者団体に対して値上げ自制を約束している。

第三に、防犯対応である。ユーロ紙幣の偽造を防止するため、紙幣には視覚的にはっきり認識できて、かつATMも識別できる「透かし模様」を入れている。またECBが「偽造分析センター」を設置したほか、欧州委員会・欧州警察・国際警察が偽造防止のために連携をとっている。

一方ユーロ現金は11カ国内の14地点で製造されており、ユーロ現金の事前配布を行うにあたり、年末までに大量のユーロ現金が各国の銀行や小売店に輸送される。これにあたって、参加各国は軍隊を投入して警備を強化している。なお現状では、米国の同時多発テロ事件によってユーロ現金流通開始スケジュールが影響を受けることはなさそうである。

通貨統合完了後のユーロ圏経済

遅くとも2002年2月末までには、参加各国の旧通貨は消滅し、これをもって通貨統合は完了する。繰り返しとなるが、通貨統合は為替リスクを取り去ることで域内貿易を促進することに加え、金利・為替（対域外）の変動を安定化させるものであり、今後のユーロ圏内の経済の安定的発展に大きく寄与することであろう。また、数年後には一部中東欧諸国（ハンガリー等）も通貨統合に参加する見通しであり、統合された欧州がより拡大していくことになる。ユーロは米ドルに匹敵するほどの国際的な基軸通貨に発展していく可能性を秘めている。

（永井　敏彦）